

議案第 6 5 号

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部改正について

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
(平成27年関市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項中「子どもの支給認定保護者」を「子どもの教育・保育給付認定
保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同
条第2項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第5条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第6条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。